

# 前回検討会の質疑回答

---

令和4年10月27日  
内閣府防災

## 第4回検討会における主なご意見

### 「事例①災害時における車のナンバープレート情報の活用」に関するご意見について

- 一次情報ではなく、二次情報において個人情報を取得する可能性があること、及びその情報の取扱方法を示すことで指針の汎用性が高まる。
- 自治体間の情報提供だけでなく、警察から自治体への提供も記載してほしい。
- 災害対策基本法第86条の15に定められる安否情報の提供に関して、法令上の要件を満たしているかを確認するための解説、説明を指針に記載することで災害対策の目的に資する。
- 「相当な理由」、「特別な理由」の判断において一般的な基準はないため、具体的な事例を用いて議論することが有用である一方、自治体の実運用を考えると汎用性を高めることが重要。情報の性質、情報の取得方法、情報の用途、情報の取扱方法、情報を保有する際の安全管理措置等の観点についてある程度具体化し、災害時においても瞬時に判断できるようにすると良い。

### ご意見を踏まえた対応方針(事務局案)

- 一次情報であるナンバープレートではなく、二次情報である登録事項証明書の情報に個人情報が含まれることを指針で明記する。
- 検討会における論点に加え、取得の方法に関する事項も記載する。  
(イメージ)  
取得の方法に当たっては、
  - ・自治体職員が災害の現場に行き、ナンバープレートを記録する
  - ・自治体の保有する監視カメラ等に写っている映像から、ナンバープレートを把握するなど、適正な取得を行うこととし、不当な方法(例:隠しカメラ等)による取得をすべきではない
- 警察から自治体への提供について、災害対策基本法第86条の15第4項において、自治体は、被災者の安否に関する情報について、回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、都道府県警察へも情報の提供を求めることができるとされている。その際、特定の個人の情報の提供のほか、包括的に安否情報の提供を事前に依頼することも可能である。
- 災害対策基本法第86条の15について、指針において法令に関する解説を行い、自治体職員が対応をイメージしやすいような記載を行う。
- 「相当な理由」「特別な理由」の判断を行った事例について、自治体職員の判断に寄与できるよう、指針において比較しやすい形で記載を検討する。

## 第4回検討会における主なご意見

### 「事例②応急仮設住宅やみなし仮設住宅入居者への生活支援」に関するご意見について

- 災害時は住居を最優先で確保したいという意思が働くため、本来の意思に反して個人情報の提供に同意してしまう可能性がある。このため、後日改めて意思確認を行い、個別対応を検討することも必要。
- 被災者に沿った個別対応も必要だが、被災者支援の現場の負担が大きくなりすぎないように留意することが必要。
- 個人情報提供に関する意思確認のフォーマットの作成においては、個別事情等を抱える被災者が不同意と回答することで支援を受けられなくなる等、不利益が発生しないよう留意することが必要。
- 様々な支援を目的として、個人情報を複数の支援団体に提供する旨で包括的に同意を取得することは有益である。一方、発災時に同意がとれないから必ず情報提供用途ができないものではない旨も示すべき。
- 個人情報の用途、利用者が変わる際、必ずしも同じ情報に対して同意を取り直す必要は無い。個人情報保護法等を参照し、不必要に繰り返し同意を取り直すことは避けるべき。
- 応急仮設住宅への入居申込や、民間事業者との協定締結等、具体的な様式やひな形を指針で示すことで各自治体が参考にできると良い。

### ご意見を踏まえた対応方針(事務局案)

- 事例の前提について、入居申込書において、「被災者支援に関する名簿提供に係る本人同意・不同意」が入居申し込みに関係しないこと、本人同意をしなかった場合にその後の被災者支援が受けられなくなるものではない（様々な団体が何度も被災者に同意を取るという手間を省くという趣旨で行うことを目的とし、入居申込書において不同意であった被災者に対しては、個別に同意の確認を行うこととする）ことを指針においてわかるように記載する。
- 同意について、下記の内容がわかるよう、指針の記載を工夫する。
  - ・現場の負担が大きくなりえない範囲で、個別対応の検討を行うことが望ましい
  - ・同意がなくとも情報提供をすることができる場合がある
  - ・同じ情報に対して繰り返し同意を取り直す必要がない場合がある
  - ・自治体が行う業務を利用目的として定めており、委託事業者が同意を再度取得する必要はない
- 申込書等について具体的な様式やひな形を示し、個別事情等を抱える被災者に対して支援の漏れが生じないよう、指針の記載において留意する。

### 「事例③帰宅困難者の一時滞在施設への避難」に関するご意見について

- 発災時、一時滞在者の名簿は近隣市町村にとって重要な情報である。被災者の救助、支援を効率的に行うためには自治体が民間企業の持つ情報をリアルタイムで正確に抽出する必要がある。
- 帰宅困難者の一時滞在施設は発災後の応急期に立ち上がるものである。この特性上、同意を取得することが難しい可能性も考えられるため、自治体による安否確認が個人情報の利用目的であることを明確に示し、同意を取得できていないから情報抽出ができないということは避けるべき。
- 安全管理措置の程度は事例によって異なる。

### ご意見を踏まえた対応方針（事務局案）

- 自治体が対応する業務としては、被災者の救助、支援と合わせて、災害対策基本法第86条の15に定められる安否情報の提供等も考えられる。自治体が当該規定に基づき安否情報の提供等を行う場合は、自治体が必要な関係者から情報を収集することが可能である。
- 自治体が安否情報の提供を行うために個人情報を収集する場合は、上記と同様の規定が適用される。災害対策基本法施行規則第8条の3第3項及び第4項において、被災者の同意がある場合やその他の場合について、安否情報を提供することができる」とされている。この対応を行うために、自治体は安否情報に関する情報収集を行う必要があることから、自治体は利用目的を明確にした上で、一時滞在施設において保有している個人情報について提供を受けることができる。なお、一時滞在施設が民間事業者の場合で、本人同意を得られていない場合においては、第27条1項各号への該当性を検討する。
- 安全管理措置について、事例ごとに対応が異なることから、比較しやすいような記載を指針において検討する。